

鎌倉市選挙管理委員会告示第 115 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は、2,986 である。

令和 8 年 3 月 3 日

鎌倉市選挙管理委員会  
委員長 奥津 淑子

